

化学物質管理者に選任されたら 「化学物質の自律的管理に 対応しましょう」

本誌令和8年3月号28ページに掲載しました『作業環境測定Ⅱ28』について、補足説明を行います。3月号の記事は下記QRコードよりご覧いただくことができます。(編集室)



【有機則の適用除外における重要な補足】

前回の記事では「1時間あたりの消費量」を基準に説明しましたが、作業環境によっては判断基準が*「1日の消費量」*に変わる場合があります。実務で適用除外を検討する際は、以下の点に注意してください。

1、第3条「常態として」の具体的な判断基準

第3条（監督署長の認定）で求められる「常態として許容消費量を超えない」とは、単に平均値のことではありません。

▼判断の目安…過去3か月間の消費実績を確認し、許容消費量を超える可能性がないことや、自転車のパンク修理や時計の分解修理など、作業の性質上、明らかに消費量が極めて少ない場合が該当します。

2、「1時間」ではなく「1日」の消費量で評価する ケース

作業場所が「タンク等の内部」に該当する場合、評価

基準は「1時間の消費量」ではなく「1日の消費量」となります。「タンク等の内部」には、地下室や通風が不十分な屋内作業場も含まれます。この場合、1日の総消費量が許容消費量を超えてはなりません。

3、タンク等の内部に該当するケース

▼判定基準…床・壁・天井の総面積に対し、外気に向かって開放されている開口部（窓など）の面積が3%以下かどうか

▼注意ポイント 窓があっても、作業時に閉まっていれば開口部としてカウントできません。多くの屋内作業場は「通風不十分」に該当し、1日の消費量で厳しく制限される可能性が高いため、事前の確認が不可欠です。

「会社から突然『化学物質管理者』に指名されたが、どうすればよいのか」

今年に入り、私たち作業環境測定士のもとにこのような戸惑いの声が届くことが増えています。

2024年4月の労働安全衛生法改正により「自律的化学物質管理」への移行が本格的に始まりました。これまでの「国が決めたルールを守る」時代から、事業場が自らリスクを判断し、対策を講

じる時代へと大きく舵が切られています。その中で重要な役割を担うのが化学物質管理者になります。

化学物質管理者の役割と罰則について

化学物質管理者の任務は多岐にわたります。ラベル表示やSDS（安全データシート）の確認、リスクアセスメント（RA）の実施、そしてそれに基づく労働者の健康障害防止策の立案などです。「もし事故が起きたら罰

せられるのか」という不安も耳にします。形式上の選任義務違反や、必要な措置を怠った場合には50万円以下の罰金といった罰則規定は存在します。しかし、本当に気をつけるべきは罰則そのものではありません。管理の欠如によって、従業員の健康が損なわれ、企業の信頼が失われるという「取り返しのないリスク」を回避することこそが、この職務の本質です。

着手すべき3つのステップ

何から手をつければ良いか迷ったら、まずは以下の手順で進めてみてください。

1、現状の把握とSDSの整理

現場にある化学物質をリストアップし、最新のSDSを揃えましょう。取り扱う物質が不明な状態では、安全の土台は築けません。

2、リスクアセスメント

の実施・周知・保存
「クリエイト・シンプ
ル」等のツールを使い、
どの作業にどれだけの危
険があるかを評価します。
ここで重要なのは書類を
作成することではなく、現場
のリスクを特定し、周知
することです。各実施の
証拠書類の保存も忘れず
に行いましょう。

3、外部の専門家の戦略 的活用

従来のように「義務だ
から年2回測定する」と
いう受動的な管理からリ
スクが実際に存在するか
を踏まえ、確認測定を自
ら判断、実施し、管理す
ることが求められるよう
になりました。RAでリ
スクが高いと評価された
場所や、環境改善設備を
導入した後の効果を確か
める際には、管理者が講
じた対策の適切性を客観
的に確認する必要があります。
そのためにも専門
家を活用することが有効
です。定量的なデータは、
管理者の判断を支える最

大の武器になります。

ひとりで抱え込まない

化学物質管理は非常に
専門性が高く、管理者だ
けで全てを背負い込むに
は限界があります。通常
業務に加えて化学物質管
理を任されている人も多
いと聞きます。現場の作
業員、産業医、衛生管理
者、そして作業環境測定
士といった関係者や周囲
の専門家を外部の知恵と
して積極的に巻き込んで
ください。

また、防護具の使用に
ついても「保護具着用管
理責任者」と密に連携し、
ハード面（換気装置など）
とソフト面（作業手順な
ど）を軸とし、保護具の
使用を含めて対策を進め
ることが肝要です。まず
はリスクの高い物質一つ
から、具体的な改善を始
めてみることに。それが働
く人の命を守り、活気あ
る現場を維持する第一歩
です。

（株アイエンス）

名北労働基準協会 会員企業限定

新たな化学物質規制を踏まえた

「化学物質管理実務対応総合支援事業」実施中



円滑な化学物質管理と労働者の健康確保のための7つのサポート

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. 化学物質管理セミナーの実施（無料） | 2. 訪問コンサルティング（無料） |
| 3. 化学物質管理者研修の実施 | 4. 保護具着用管理責任者教育の実施 |
| 5. 企業出張研修の実施（格安） | 6. 相談対応（無料） |
| 7. 情報提供（無料） | |

1. 化学物質管理セミナーの実施（無料） 令和8年5月29日(金)・10月22日(木) 13:30~16:30
2. 訪問コンサルティング（無料） 初回3時間程度、ご利用いただくことができます。
継続的なコンサルティングについては、別途費用が発生します。
3. 化学物質管理者研修の実施 令和8年6月11日(木)・10月2日(金)ほか 9:30~16:55
会員15400円・一般18700円 修了証を交付します。
4. 保護具着用管理責任者教育の実施 令和8年8月25日(火)・11月10日(火)ほか 9:30~16:55
会員16500円・一般19800円 修了証を交付します。
5. 企業出張研修の実施（格安） 一例）1時間=50,000円、2時間=66,500円、3時間=83,000円
注意）サポート③の化学物質管理者研修とサポート④の保護具着用管理責任者教育を
出張で実施する場合は費用が異なります。お問い合わせください。
6. 相談対応（無料） 「無料労働相談室（企業の労働110番）」 ☎（052）961-7110
7. 情報提供（無料） 令和5年5月号から10月号掲載関連記事を当協会ホームページで公開中。

【各サポートの問い合わせ・お申込み】 当協会 総合受付 ☎052-961-1666